

2011(平成23)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

公開会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）の定款に関連する以下の小問(1)～(6)について、単に根拠条文を挙げるだけではなく理由を付して答えなさい。各小問は、独立したものとする。

- (1) 甲社の設立手続中に、発起人Aは設立手続を行うための事務所をXから賃借したが、当該賃料を不払いのまま、甲社が設立された。甲社の原始定款には、設立に関する費用についての記載ないし記録が一切なかった場合、Xは、成立後の甲社に対して賃料を請求できるか。(25点)
- (2) 甲社が定款に目的として記載されていない事業を行った場合、その事業による取引行為の相手方は、取引の効力が甲社に帰属することを主張できるか。(15点)
- (3) 甲社の定款に発行可能株式総数が1万株と記載されている場合において、すでに1万株を発行済みのとき、新たに2千株の募集株式の発行を行った。この新株発行の効力は認められるか。(15点)
- (4) 甲社が、定款で「取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と定めた。本定款変更に必要な所定の手続を経た場合、この規定は有効か。(10点)
- (5) 甲社は、株式の買収をされないために、定款で全部の株式の譲渡を制限することにした。この場合に、株主または株式取得者からの承認の請求に対して、承認不承認を決定する機関について、定款で、「代表取締役の決定による。」と定めた場合、この規定は有効か。これと異なり、定款で、承認不承認は「株主総会によって決定する。」と定めた場合、この規定は有効か。上記の定款変更はすべて所定の手続を経たものとする。(20点)
- (6) 甲社は、株式の譲渡を制限することにしたが、甲社は、株主数が多いが、比較的少数の株主が多数の株式を保有している会社であったので、大株主が一定数以上の株式を、かつ既存の株主以外の者に対する譲渡のみを制限することにした。そこで、定款で「当社の株式5千株以上を、株主以外の者に譲渡する場合は会社の承認が必要である。」と定めたが、この規定は有効か。上記の定款変更はすべて所定の手続きを経たものとする。(15点)

余白

余白